

特定個人情報取扱規程

特定非営利活動法人 シニア自然大学校

第1章 総則

第1条 目的

本規程は、当法人が「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という）、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という）に基づき、当法人の取り扱う特定個人情報等の適正な取扱いを確保するために定めるものである。

なお、個人番号及び特定個人情報等に関しては、当法人の**個人情報保護規程**に優先して本規程が適用される。

第2条 定義

本規程で掲げる用語の定義は以下とする。なお以下の6項目以外の用語の定義は、他に特段の定めのない限り番号法その他の関係法令の定めに従う。

① 「個人情報」

個人情報保護法に規定する個人情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述により、特定の個人を識別できるものをいう。

② 「個人番号」

番号法の規定により、個人を識別するための番号で市区町村より各住民に指定された番号をいう。

③ 「特定個人情報」

個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

④ 「個人番号利用事務」

特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。またこの事務を行うものを「個人番号利用事務実施者」という。

⑤ 「個人番号関係事務」

個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。またこの事務を行うものを「個人番号関係事務実施者」という。

⑥ 「事務取扱担当者」

当法人内において、個人番号を取り扱う事務に従事するものをいう。

第3条 取扱事務の範囲

当法人の特定個人情報等を取り扱う事務の範囲は次のとおりとする。

当法人が主催する事業の講師等に関する**個人番号関係事務**である「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の作成、提出事務とする。

第4条 取扱特定個人情報等の範囲

前条において当法人が個人番号を取り扱う事務において使用される個人番号及び個人番号と関連付けて処理される特定個人情報（以下、これらのものを総称して「**特定個人情報等**」という。）は以下のとおりとする。

① 講師等個人から番号法に基づく本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類（個人番号カード、通知カード、身元確認書類等）及びこれらの写しに記載された情報。

- ② 当法人が税務署に提出するために作成した支払調書及びこれらの控えに記載された情報。
- ③ 当法人が支払調書を作成する上で、講師等個人から受領する個人番号が記載された書類に記載された情報。
- ④ その他、個人に係る**個人番号関係事務**に関して取得した個人番号及び個人番号と共に管理される氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス、その他個人番号と関連づけて保存される情報。

第2章 組織体制等

第5条 組織体制

- 1 代表理事は、特定個人情報等を取扱う**事務取扱担当者**を指名する。事務取扱担当者が複数いる場合は、そのうち一人を責任者とする
- 2 事務取扱担当者は、当法人において特定個人情報の保護が十分に図れるように注意を払ってその業務を行うものとする。
- 3 事務取扱担当者を変更する場合は、新たに事務取扱担当者を選任された者に対して確実に引継ぎを行うものとする。
- 4 代表理事は、特定個人情報等の取扱状況について、定期的に確認を行うものとする。

第6条 教育・研修

当法人は、本規程に定められた事項を理解し遵守するとともに、事務取扱担当者に対して本規程を遵守させるための教育訓練を企画し、定期的にそれを実施しなければならない。

第7条 取扱状況・運用状況の記録

事務取扱担当者は以下の特定個人情報の取扱状況を確認し記録しなければならない。

- ① 特定個人情報等の入手日
- ② 支払調書の法定調書の作成日
- ③ 支払調書の本人への交付日
- ④ 支払調書の法定調書の税務署の提出日

第3章 特定個人情報等の取得等

第8条 適正な取得

当法人は、**特定個人情報等**の取得を適法かつ公正な手段によって行うものとする。

第9条 利用目的・収集制限

- 1 当法人が個人から取得する特定個人情報の利用目的は、**第3条**に掲げた個人番号を取り扱う事務の範囲とする。
- 2 当法人は**第3条**に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を収集してはならない。

第10条 取得時の利用目的の通知等

当法人は、特定個人情報を取得する場合「マイナンバー制度導入に伴う個人番号の提供のお願い」を送付する方法により利用目的を通知する。

第11条 提供の要求

当法人は、第3条に掲げる事務を処理するために必要がある場合に限り、本人又は他の個人番号関係事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができるものとする。

- 2 講師等本人が、当法人の個人番号の提供の要求に応じない場合には、番号法に基づくマイナンバー制度の意義について説明をし、個人番号の提供及び本人確認に応ずるように求めるものとする。それにもかかわらず、本人が個人番号の提供に応じない場合、提供を求めた経緯等を記録するものとする。

第12条 提供の求める時期

当法人は、第3条に定める事務を処理するために必要があるときに個人番号の提供を求めるものとする。

第13条 提供の求めの制限

当法人は、番号法第19条各号のいずれかに該当し特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、特定個人情報の提供を求めてはならない。

第14条 本人確認

当法人は、番号法第16条及び関連法令に定める方法により、講師等本人の個人番号の確認及び当該人の身元確認を行うものとする。また、代理人については、法令に定める各方法により、当該代理人の身元確認、代理権の確認及び本人の個人番号の確認を行うものとする。

第4章 利用・保管等

第15条 利用制限

- 1 当法人は、特定個人情報を利用目的の範囲内でのみ利用するものとする。
- 2 当法人は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合を除き、本人の同意があったとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならないものとする。

第16条 特定個人情報ファイルの作成の制限

当法人が特定個人情報ファイルを作成するのは、第3条に定める事務を実施するために必要な範囲に限り、これらの場合を除き特定個人情報ファイルを作成しないものとする。

第17条 正確性の確保

事務取扱担当者は、特定個人情報を利用目的の範囲において、正確かつ最新の状態で管理するよう努めるものとする。

第18条 保管制限

- 1 当法人は、第3条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を保管してはならない。
- 2 当法人は、法令で定められた保存期間を経過するまでの間は、当該書類だけでなく、支払調書を作成するシステム内においても保管することができる。
- 3 当法人は、番号法上の本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類の写しや当法人が税務署に提出する法定調書の控えや当該法定調書を作成するうえで当法人が受領する個人番号が記載された申告書等を特定個人情報として保管するものとする。これらの書類については、関連する法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間保存することができる。

第19条 保有個人情報に関する事項の公表等

当法人は、個人情報保護法第24条に基づき、特定個人情報に係る保有個人情報に関する事項を講師等本人の知り得る状態に置くものとする。

第5章 安全管理措置

第20条 区域の管理

当法人は、管理区域及び取扱区域を明確にし、それぞれの区域に対し、次の各号に従い以下の措置を講じるものとする。

1 管理区域（個人番号を取扱う情報システムを管理する区域）

管理室を設置する場合、入退出管理及び管理区域へ持ち込む機器等の制限を行うものとする。

2 取扱区域（個人番号を取扱う事務を実施する区域）

可能な限り間仕切りを設置するか、事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所への座席配置や、後から覗き見される可能性が低い場所への座席配置を行う。

第21条 盗難等の防止

当法人は、管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、これらを施錠できるキャビネット・書庫等に保管するなど、適切な措置を取らなければならない。

第22条 電子媒体等の持ち出し等

1 当法人は、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等の持ち出し（事務所内での移動等も含まれる）は、行政機関に提出する場合を除き禁止する。

2 事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞆に入れて搬送する等、紛失・盗難を防ぐための安全な方策を講じるものとする。

第23条 アクセス制御等

1 当法人においては、特定個人情報等を取り扱う機器を導入する場合、機器を特定しその機器を取り扱う者を限定しなければならない。

2 機器に標準整備されているユーザー制御機能（ユーザーアカウント制御）により、情報システムを取り扱う者を限定しなければならない。

第24条 外部からの不正アクセス等の防止

当法人は、電子機器を導入する場合、ファイアウォール等の設置、ウイルス対策ソフトウェア等の導入などの方法により、外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護しなければならない。

第25条 外部送信時の防止措置

当法人は、特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい等及び情報システムに保存されている特定個人情報等の情報漏えい等を防止する措置を取らなければならない。

第26条 第三者への提供制限

当法人は、番号法 第19条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無にかかわらず、特定個人情報等を第三者に提供しないものとする。

第27条 特定個人情報の廃棄・削除

当法人は、第3条に規定する事務を処理する必要がある範囲内に限り特定個人情報等を収集又は保管し続けるが、それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除するものとする。

第28条 電子媒体及び機器の廃棄

当法人は、特定個人情報等に利用された電子媒体及び機器を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアを利用するか、又は物理的な破壊を行う。

第29条 情報漏えいへの対応

事務取扱担当者は、特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損等の事故が発生したことを知った場合又は可能性が高いと判断した場合は、代表理事に直ちに報告するとともに、その指示のもとで、被害の拡大防止や事実関係の調査、原因究明、再発防止策等の適切な対応を行わなければならない。

第6章（開示・訂正等）

第30条 開示

- 1 当法人は、講師等本人から当該本人が識別される特定個人情報に係る保有個人情報について開示を求められた場合は、次項以下に規定する手続きで対応する。
- 2 本人又はその代理人から当該本人が識別される特定個人情報に係る保有個人情報について開示請求を受けた場合は、請求者の氏名・住所・電話番号、請求年月日、請求に係る個人情報の内容が記載された書面の提出を求める。また代理人による請求の場合は、本人による委任であることの確認できる委任状の提出を求める。
- 3 前項で定めた適式な書類が提出された場合は、遅滞なく、請求者が当該情報の情報主体であることを確認した上で、次の各号に定める点について検討の上、開示の可否を決定する。
 - ① 請求された個人情報が存在するか否か。
 - ② 当法人が保有する個人情報に該当するか否か。
 - ③ 不開示事由に該当しないか否か。
- 4 当法人は、次の事由に該当する場合は、当該開示請求の全部又は一部を不開示とすることができる。不開示の決定をしたときは請求者にその旨を通知し、その理由についても説明をすることとする。
 - ① 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - ② 当法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - ③ 他の法令に違反することとなる場合
- 5 前項に基づき保有個人情報の開示をする場合は、開示を求めてきた範囲内でこれに応ずるものとする。なお、本人以外の個人番号が含まれている場合には、その部分についてはマスキング等をするものとする。

第31条 保有個人情報の訂正等

- 1 当法人は、当該本人が識別される保有個人情報の内容が事実でないことを理由に当該本人から訂正、追加又は削除を求められた場合は、当該請求者に対し、訂正等すべき内容が事実である旨を証明できる資料の提出を求め、提出された資料に基づき、利用目的の達成に必要な範囲内にお

いて遅滞なく必要な調査を行い、訂正等を行うかどうか決定する。

- 2 訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、当該本人に対し、遅滞なくその旨を通知するものとし、訂正等を行わない場合又は当該本人の求めと異なる措置をとる場合は、その判断の根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明することとする。

第32条 保有個人情報の利用停止等

- 1 当法人は、講師等本人から、当該本人が識別される保有個人情報が、個人情報保護法に反するという理由もしくは番号法 第19条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は第三者への提供の停止を求められた場合は、当該請求者に対し、請求内容が事実である旨の説明を求めたり、必要な証明資料の提出を求めるなどして、それに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該特定個人情報の利用停止を行わなければならない。
- 2 前項の規定に基づき求められた利用停止等の全部又は一部を行ったとき若しくは行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。なお、利用停止を行わない場合又は本人の求めと異なる措置をとる場合は、その理由を説明することとする。

第7章 改廃

第33条 改廃

本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

本規程は平成28年 1月 1日から施行する。